

2025年卒業の学生を対象としたインターンシップから、「インターンシップ」という名称を使用するためには、一定の条件を満たすことが求められるようになり、「インターンシップ」で取得した学生の個人情報を、採用活動開始以降に限り、採用活動に活用することが可能になりました。

---

「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」抜粋

令和4年6月13日一部改正

文部科学省・厚生労働省・経済産業省

「インターンシップ」の要件

(1) 〈就業体験要件〉

必ず就業体験を行う。インターンシップ実施期間の半分を超える日数を職場での就業体験に充てる。

※テレワークが常態化している場合、テレワークを含む。

(2) 〈指導要件〉

就業体験では、職場の社員が学生を指導し、インターンシップ終了後、学生に対しフィードバックを行う。

(3) 〈実施期間要件〉

インターンシップの実施期間は、汎用的能力活用型では5日間以上、専門能力活用型では2週間以上。

(4) 〈実施時期要件〉

学業との両立に配慮する観点から、大学の正課および博士課程を除き、学部3年・4年ないし修士1年・2年の長期休暇期間（夏休み冬休み、入試休み、春休み）に実施する。

(5) 〈情報開示要件〉

募集要項等に、以下の項目に関する情報を記載し、HP等で公表する。

①プログラムの趣旨(目的)

②実施時期・期間、場所、募集人数、選抜方法、無給/有給等

③就業体験の内容(受入れ職場に関する情報を含む)

④就業体験を行う際に必要な(求められる)能力

⑤インターンシップにおけるフィードバック

⑥採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生の個人情報を活用する旨（活用内容の記載は任意）

⑦当該年度のインターンシップ実施計画(時期・回数・規模等)

⑧インターンシップ実施に係る実績概要(過去2～3年程度)

⑨採用選考活動等の実績概要 ※企業による公表のみ

---

(※1) 汎用的能力活用型とは

学生が有する適性・汎用的能力を重視したプログラムであり、基本的に専攻や分野を問わず、学生が広く参加可能なもの。

(※2) 専門能力活用型とは

学生が有する専門性を重視したプログラム。参加にあたり、特定の専門知識・専門能力を必要とするもので、場合によっては専攻を指定するなど、参加する学生が限定されるもの。